

令和6年度 第1回京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体選定部会

1 開催日時

令和6年12月10日（火） 午前10時から11時まで

2 開催場所

京都市役所 分庁舎4階 第4会議室

3 出席者（敬称略）

委員5人、事務局4人

部会長 山本 芳華

副部会長 八尋 錦之助

委員 櫻井 勇

〃 谷 史人

〃 森本 静子

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当課長

西原 和美

〃 食品安全係長

西上 祐子

〃 食品安全担当

藤井 彩華

〃 食品安全担当

藤原 汐里

4 次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体の応募資格及び評価等に係る基準（案）について

イ 講習会実施団体の選定方法等（案）について

(3) 閉会

5 会議録

資料1～2

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体の応募資格及び評価等に係る基準（案）について

資料3

講習会実施団体の選定方法等（案）について

それぞれ事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

意見や質問を受け付ける前に、前回選定時から変更を加えた箇所をかいづまんで御説明いただきたい。

●事務局

資料1の応募資格や評価方法については若干言い回しを変えた程度で、内容は変わっていない。新規参入の方も含めて幅広く募集を行いたいという考え方から、前回同様、応募資格はごく一般的な内容に留めている。

資料1別紙の審査項目及び評価基準に関しては、「9 受講の利便性」について、前回は講習会場の利便性のみを評価基準としていたが、e-ラーニングが定着している現状を踏まえ、評価基準の中に「e-ラーニングとの併用等により」という文言を付け加えた。

○委員

コロナ禍を経てそのような点が配慮されているか、というところを評価基準に加えたという理解でよいか。

●事務局

その通りである。

○委員

資料1に関して、この内容で十分か、もしくは追加した方がよいと思われる点があれば御意見いただければと思うが、いかがか。

●事務局

資料1の「2 応募資格」は、講習会実施団体にふさわしくない者が応募してきたときの排除要件になっているが、(2)～(4)について、「～した日から2年を経過しない者でないこと」と表現が堅苦しく、婉曲的な言い回しになっている。これらの部分について表現を見直し、「～した日から2年が経過していること」とする方がわかりやすいかと思った。

○委員

確かに「～した日から2年が経過していること」という表現の方がわかりやすいのだろうが、法律的な表現をしようとするところの表現になるのではないかと思う。法令違反等があることを前提にしているのかと思われないためにも、否定の否定の表現になっていることは一定理解できる。

●事務局

他部局の指定管理者の募集要項を確認したが、「～した日から2年が経過していること」という表現になっており、否定の否定の表現が一般的に使われているわけでもないようだ。(6)を「次に掲げる税等を滞納していないこと」としているので、こちらと表現を合わせるためにも、「経過していること」と修正した方がいいように感じた。

また、(5)について、「暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと」で止めずに、「暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことの他、養成講習会実施団体としてふさわしくない者でないこと」と記載しているが、暴力団排除条例の中で養成講習会実施団体としてふさわしくないものというのは、「暴力団関係者であること」以外にないため、(5)は「暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと」で止めておいた方がよいとか思った。ただし、(1)～(5)で列挙する具体例から外れるケースでふさわしくない団体が出てくることもあろうかと思うので、(7)で新たに「その他京都市が指定する養成講習会実施団体としてふさわしくない団体でないこと」という条件を設ければ、本市としてどうしても指定し難いところはそちらで読めるのではないかと思う。事務的なところを事前に直せておらず、申し訳ない。

○委員

(5)に「その他ふさわしくない団体でないこと」が入っていると、暴力団関連で「その他ふさわしくない団体」に該当するものしか排除ができなくなる。それを広げるのであれば(7)に特記として出すのは悪くないと思うが、そうするとグレーなところが出てくるという問題もある。他部局の持つ基準なども参考に考えるのがよいかと思うが、他の委員の皆さんはどう思われるか。

○委員

特に条件が無ければ、宗教団体や政治団体等も応募可能になる。そうした団体は応募してよいのかというところもあるかと思う。

●事務局

「京都市が指定する団体としてふさわしくないこと」としておけば、他でされるのはよいが、市として指定するのはふさわしくないという意味で、今仰っていただいた宗教団体や政治団体等は排除できるのではないかと考えている。(5)に記載する「暴力団等」及び「暴力団密接関係者」という文言は暴力団排除条例で定義され、排除すべきものは定義に全て含まれているため、「その他」には何が含まれるのかという問題がある。暴力団関係の他、政治関係等、市として

この団体と密になるのはふさわしくない団体を排除するのであれば、(5)とは別に「その他市が指定する団体としてふさわしくないこと」という条件を出しておく方がよいかと考える。

○委員

資料1には排除する内容ばかり書かれており、結局どのような団体を期待しているのかというところが読み取れない。どういう団体に市として来て欲しいかという内容があれば、より広く、前向きに捉えてもらえるのではないか。否定する内容ばかり書かれていると応募をためらう気持ちにもなるかと思う。

○委員

確かに、求める団体して読み取れる部分は、「2 応募資格」1～2行目の「養成講習会を実施するうえで人的及び財産的な管理能力を有し」という部分のみであり、もっとポジティブな内容を入れられるとよいかもしない。市でこのように基準を設けているものは色々あるかと思うが、応募資格にポジティブな内容が書かれているものは少ない気がする。何か1つでも市が求める団体としてポジティブな内容を記載しておくことはできないか。

●事務局

もちろん、前向きに食品衛生に取り組んでいただいている団体に来ていただきたいという思いはあるが、イベントのプロポーザル等とは異なり、養成講習会は国が示す講習内容や講習時間が決まっているだけに、どうしても義務的な内容が中心になってしまふ。

○委員

資料1別紙を見ると、評価基準の中に「広く消費者や食品等事業者を対象に、食品衛生思想の普及向上や食中毒予防の啓発を目的とした事業の実績があるか」等の記載があり、どんな団体を求めているかは大体把握できる。そういう理念的な話を入れてもよいのではないかと思った。

●事務局

であれば、「応募資格」ではなく資料1冒頭の「目的」の部分を修正するイメージになるかと思う。

○委員

同感である。「応募資格」としてしまうと、これをしておかなくてはならない、この資格を持っていなくてはならないという義務的なイメージになるので、どちらかというと目的のところを膨らませて、市としてはこういう講習会をやって欲しいという内容が入るとより良くなると思う。応募資格は時代によって変わっていく類のものではないが、目的は時代に応じて変化させることができると思う。今回は、理念的な話や京都市で求める団体像を目的にプラスする形で修正を検討いただくのがよいかと思う。事務局の方で修正案を提示いただくことは可能か。

●事務局

承知した。後日修正案を提示させていただく。

○委員

では、委員の皆様は後日事務局から修正案が届くかと思うので、そちらを御確認のうえ、御意見等伝えていただければと思う。

●事務局

前回の公募の際、食品衛生責任者の設置は本市の条例で規定されていたが、その後の法改正により新たに法律で規定されることになり、各施設には食品衛生に関する知識を持つ人を置いておきましょうという方針に変わった。同じ食品衛生責任者でも法改正前と現在とでは責任の重みが変わってきており、優れた食品衛生責任者を養成することは施設の衛生管理向上に向けた第一歩であると考えているため、その辺りを謳わせていただき、大事な責任者を養成する講習会だということ、その大事な講習会を担っていただける団体を求めているというところを書かせていただければと思っている。

○委員

良いと思う。広く募集したいというのはあるが、実際にこの評価基準をきちんと網羅できる

団体は少なく、ある程度慣れておられる団体が応募してくることが予想される。そのような団体に対しては、法律が変わったため、より気を引き締めるようにと示す目的で、また、新規参入も促せるようなニュアンスで少し変更いただければと思う。

○委員

資料1はこれまでの議論のとおり、目的の部分を少し見直していただく形になるかと思うが、評価基準の部分は実際使用してみないことには、なかなか議論が難しいかと思う。今回はこの基準でいき、次回の部会で私たち委員が実際に使ってみて、使いにくい部分やわかりづらい部分があれば、場合によっては審議会の方に申し送りする形になるかもしれないが、少し見直しさせていただくという流れになるかと思うが、いかがか。

○委員一同

異議なし。

○委員

では資料2に移るが、こちらについて前回の公募から特に変更されている箇所はあるか。

●事務局

資料2の講習会の標準的なプログラムは前回公募時から変わっていない。

○委員

資料3の選定方法についてはどうか。

●事務局

こちらについては、前回4年だった選定期間を5年に変えている。あとは特段変更ない。

○委員

資料3で選定期間を5年とする理由に講習会の継続性確保という記載があるが、年に何回以上等、講習会の開催回数は決めているのか。

●事務局

月に1回は開催いただいている。店をオープンする前に受講しておく必要があるため、受講者側の需要を考えて毎月1回は実施いただきたいところである。

途中コロナ禍もあってe-ラーニングの方に流れたケースもあるが、ここ数年の平均では年に15~20回、月に1~2回開催されているところである。e-ラーニングは開催日に関係なくいつでも受講できるため、e-ラーニングも増えてきているイメージである。

○委員

資料2の標準的なプログラムに確認試験というのがあるが、合格点は決めているのか。

●事務局

確認試験は受講者の方が講習会の内容をどれほど理解しているかを自身で把握していただくために行っているもので、合格点があるわけではなく、採点も自己採点である。何点以下を不合格としてしまうと、かなりハードルが高くなる可能性がある。あくまでも理解を促すため、また、自分が理解できているかどうかを確認していただくために実施しているものである。

○委員

これはコンピューターでのテストではなく、紙のテストなのか。

●事務局

講習会の最後に実施側から出題された後、一定の時間を置いて各自確認いただくという流れである。e-ラーニングの場合は項目ごとに振り返りという形で確認試験を実施しているようだ。

○委員

大学でよくあるのが、合格ラインが決まっていて、そのラインに達するまで何度も試験を受けるというものだ。間違った箇所を見直し、次に受ける試験ではまた問題が変わり、また見直すといった繰り返しで知識が定着する。そういう工夫がないとすぐに忘れてしまうのではないかという気がする。

○委員

今の視点は重要なことであるため、次回の部会で応募団体には是非直接質問いただければと

思う。

●事務局

理解度が低い部分はより丁寧に説明するというフィードバックをかけられなければ、それこそ1つの団体に長くお願ひする意味もなくなる。

○委員

今仰っていただいたように、選定期間を4年から5年にするとなるとかなり長期になる。4年前というとコロナ禍に入るか入らないかの頃かと思うが、世の中の移り変わりからしたら4年でも一昔の前の前のことのように感じる。5年という長期の選定を行うにあたり、弊害対策を講じておく必要はあるかと思う。

●事務局

要綱中で我々が求めたい資料の報告を求めるることは可能になっている。

○委員

一度資格を取ってしまった人はそれで終わりなのか。

●事務局

これは養成講習会だが、別に実務講習会もある。

○委員

数年に1回でもこういう法律が変わりました等、後からフォローできるように運転免許のような更新制度があってもよいのではないかと思う。

○委員

養成講習会はどこで受けてもよいのか。

●事務局

基本的には勤務先店舗の所在地で受けてくださいという説明になるかと思う。養成講習会の基本カリキュラムは国が示しているが、自治体によっては条例で内容を上乗せしている場合があるため、その自治体で受講された方がよい。

○委員

一生懸命受講する人もいればそうでない人もいると思うので、やはり確認テストは大事かと思うが、対面講習の場合、間違えた場合に何度も受け直しさせるというのは難しく、どのようにして知識の定着を図るかというところは課題だ。今後、確認テストの重要性が変わっていく可能性もある。

あとはやはり、ないだろうとは信じているが、長期固定化による弊害対策というのは考えておいてもいいかと思う。

○委員

今回選定期間を5年にしているが、再任というのはあるのか。例えば、応募のあった中でA社が1番高得点を取って選定され、また5年後にA社が応募されてきてA社が1番よければ引き続きA社が選定されるというケースもあり得るのか。

●事務局

今のところ1者からしか応募がなく、まさに再任を続けている状態である。

○委員

再任となる場合も、これはこうしてくださいという意見を言えるチャンスが次の会議かと認識している。

●事務局

養成講習会は京都市だけでなく全国の自治体で行っており、方法としては自治体が直営で行うか、自治体が認める団体にやっていただぐかというところになる。大体の自治体は事業者と委託契約を交わしており、一部の自治体は委託せずにグレーな状態で指定しているところもある。京都市は異例かと思うが、公募をかけて審議会で審議いただくという方法で公平性と透明性を保ちながら団体を指定しており、一定の弊害対策にはなっているかと思う。仮に今後も再任を続けることになったとしても、こうしたところで公平性と透明性を確保している。

○委員

弊害対策の1つとしてこのような選定方法を取っているという理解になるか。

●事務局

その通りである。

さらに補足であるが、養成講習会については何月何日に実施しますという計画を予め提出いただいており、仮に受講申し込みがなかった等の理由で中止したり、実施計画から講習の中身が変わるときなどは事前に変更承認申請を提出いただくことになっている。

○委員

長く実施している団体は運営ノウハウの面や市からのチェック体制というのがある程度確立されており、安心は安心かと思う。新しい団体が入ってくるのは望ましい点もあれば、怖い点もあり、その辺りの追加減は何を求めるかによっても変わってくるかと思う。少なくともこの会議は、講習会の実施計画や実績を定期的にオープンにするというところで、意義ある会議であると感じている。

○委員

資料3の「3 公募から選定までの流れ」について、「部会から審議会への報告」とあるが、3月以降、審議会本会議の開催はあるのか。

●事務局

会議の場で報告するのではなく、書面での報告になろうかと思う。

なお、条例では「部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されており、部会で決まったことを改めて審議会に諮り直して決定を取る必要はない。

○委員

承知した。

資料3の選定方法についてはこれでよいか。他に何か御意見等あるか。

○委員

1点質問だが、資料2の評価基準14番に「HACCPに沿った衛生管理の導入や定着を図るための取組を的確に教示しているか」という項目があるが、大項目「応募団体の状況」にはHACCPを取得しているかという項目がない。応募団体がHACCPを取得しているかどうかというのは関係がないのか。どういう団体が応募してくるのかがわからないが、応募は食品関係の事業者でなくてもよいのか。

●事務局

現実施団体の京都市食品衛生協会の場合、個々の会員は自らが飲食店や製造業等をされているが、協会自体が食品関係の営業を行っているわけではない。いわゆる業界団体である。

○委員

1日の講習プログラムの中でそれぞれ担当者が変わることもあるのか。

●事務局

そのような場合もある。

○委員

他に御意見、御質問がなければ今後の進め方について説明させていただく。

今後は、本日審議した応募資格や選定方法を基に公募を開始し、応募期間終了後に各団体から提出された実施計画を事前に確認いただいたうえで、次回の部会で応募団体によるプレゼンテーションを聴いたのち、評価・選定するといった流れになる。

なお、次回の部会は応募団体の運営状況や財務状況等を確認することも想定されるため、非公開としたいと考えるが、いかがか。

○委員一同

異議なし

○委員

では次回の部会は非公開とし、他に御意見、御質問等がないようであれば本日の審議はこれ

にて終了とさせていただく。事務局には修正いただき点もあるが、よろしくお願ひする。本日は活発な御議論をいただき、感謝する。